

○志摩市空家等対策協議会設置条例

平成29年3月29日

条例第4号

改正 令和3年3月31日条例第26号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、志摩市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等対策計画策定及び変更に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) その他協議会において必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は15人以内をもって組織する。

2 協議会は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民の代表
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を各1人置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、第3条に規定する事項に関して協議が必要となった場合において、すみやかに会議を招集するものとする。

3 協議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な書類を提出させ、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、建設部営繕室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第48号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和3年3月31日条例第26号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。